

令和元年第 1 回

# 長与町議会臨時会会議録

令和元年 5 月 8 日開会

令和元年 5 月 8 日閉会

長与町議会

令和元年第1回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和元年 5月 8日

本日の会議 令和元年 5月 8日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総 務 部 長 山本昭彦君	企 画 財 政 部 長 久保平敏弘君
建 設 産 業 部 長 日名子達也君	住 民 福 祉 部 長 中嶋敏純君
健 康 保 険 部 長 辻田正行君	水 道 局 長 濱伸二君
会 計 管 理 者 山口利弘君	企 画 財 政 部 理 事 田中一之君
住 民 福 祉 部 理 事 栗山浩二君	総 務 課 長 荒木秀一君
秘 書 広 報 課 長 中村元則君	契 約 管 財 課 長 和田弘君
地 域 安 全 課 長 宮崎伸之君	政 策 企 画 課 長 荒木隆君
税 務 課 長 山崎昇君	収 納 推 進 課 長 藤崎隆行君
土 木 管 理 課 長 中尾盛雄君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 細田愛二君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり君	健 康 保 険 課 長 志田純子君
介 護 保 険 課 長 堀池英二君	水 道 課 長 渡部守史君
下 水 道 課 長 山口新吾君	教 育 長 勝本真二君
教 育 次 長 森川寛子君	教 育 委 員 会 理 事 金崎良一君
教 育 総 務 課 長 宮司裕子君	生 涯 学 習 課 長 青田浩二君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 村田佳美君	

会議録署名議員

1番 八木 亮三 議員

2番 松林 敏 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 15時47分

令和元年第1回長与町議会臨時会  
運営次第及び議事日程（第1号）

令和元年 5月 8日（水）  
午 前 9時30分 開議

1. 出席議員着席（仮議席、五十音順）
2. 開議通告（事務局長）
3. 町長挨拶
4. 職員自己紹介
5. 議員自己紹介
6. 臨時議長の紹介（事務局長）
7. 臨時議長着席

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	仮議席の指定	
2	—	議長志願者の所信表明	
3	—	議長選挙	
4	—	副議長志願者の所信表明	
5	—	副議長選挙	

令和元年第1回長与町議会臨時会  
議事日程（第1号の追加1）

令和元年5月8日（水）

日程	議案番号	件名	備考
1	—	議席の指定	
2	—	会議録署名議員の指名	
3	—	会期の決定	
4	—	常任委員選任（総務文教・産業厚生・議会広報広聴） （正副委員長互選）	
5	—	議会運営委員選任（正副委員長互選）	
6	—	議長の常任委員辞任	
7	—	長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員（1人）選挙	
8	—	長与・時津環境施設組合議会議員（4人）選挙	
9	22	長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて	
10	23	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認 を求めることについて	
11	24	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の 承認を求めることについて	
12	25	長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて	
13	26	長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
14	27	長与町監査委員の選任について	
15	28	長与町監査委員の選任について	
16	—	議員派遣の件	
17	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

**○議会事務局長（谷本圭介君）**

皆様、おはようございます。事務局長の谷本と申します。定刻になりましたので、ただいまより会議を始めさせていただきますが、臨時議長の選出が終わるまでの間、事務局の方で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は一般選挙後初めての議会が招集されました。会議に先立ちまして、吉田町長より御挨拶をお願いいたします。

**○町長（吉田慎一君）**

皆様おはようございます。本日ここに長与町議会議員改選後、初の長与町議会臨時会が開会されますにあたりまして、一言御挨拶申し上げたいと思っております。去る4月21日に執行されました長与町議会議員一般選挙におきまして、めでたく当選の栄に浴されました議員の皆様方、御当選誠におめでとうございます。過日行われました当選証書付与式のときにも御挨拶を申し上げましたけれども、改めまして、長与町を代表いたしまして、心よりお祝いを申し上げたいというふうに思っております。議員の皆様方におかれましては、これまで培ってこられました識見はもとより、それぞれのまちづくりに対する強い信念と、町民の代表、地域の代表として、地域の声、思いを町政の発展のために生かしていただきたいと存ずるところでございます。町政におきましては、今後とも、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一の町を目指して、職員ともども専念をしていくつもりでございます。御存知のとおり、議会と行政は二元代表制でございます。常に緊張感を保ちつつ議論を深め、実践していくことが肝要であるということは申すまでもないことでございます。議員の皆様方の意見を町民の声といたしまして真摯に受けとめ、これまで以上に、町の発展のため、町政の運営に取り組んでまいる所存でございますので、議員の皆様方の格別の御指導、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。さて、本日提出させていただきます議案は、専決処分の承認案件が4件、選任についての人事案件が3件、合わせて7件の議案を提出させていただいております。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。結びになりますけれども、議員の皆さん方におかれましてはくれぐれも健康に御留意され、これからの御活躍を心から念願し、また長与町のさらなる発展のために御尽力をいただきますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議会事務局長（谷本圭介君）**

ありがとうございました。

次に、理事者、管理職の皆様のご自己紹介をお願いいたします。

**○副町長（鈴木典秀君）**

皆様おはようございます。副町長を拝命いたしております鈴木典秀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（勝本真二君）

おはようございます。教育長をさせていただいております勝本真二と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（山本昭彦君）

おはようございます。総務部長の山本昭彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（荒木秀一君）

おはようございます。総務課長の荒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

おはようございます。4月1日より地域安全課長を拝命いたしました宮崎伸之と申します。よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様おはようございます。企画財政部長の久保平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画財政部理事（田中一之君）

おはようございます。企画財政部理事の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○政策企画課長（荒木隆君）

皆様おはようございます。政策企画課長の荒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（中村元則君）

皆さん、おはようございます。秘書広報課長の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○契約管財課長（和田弘君）

皆様おはようございます。契約管財課長の和田と申します。よろしくお願いいたします。

○税務課長（山崎昇君）

おはようございます。税務課長の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

○収納推進課長（藤崎隆行君）

皆様、おはようございます。収納推進課長の藤崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（山口利弘君）

おはようございます。会計管理者をしております山口利弘と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○水道局長（濱伸二君）

おはようございます。水道局長をしております濱伸二と申します。よろしくお願いいたします。

○水道課長（渡部守史君）

おはようございます。水道課長の渡部守史と申します。よろしく願いいたします。

○下水道課長（山口新吾君）

おはようございます。下水道課長の山口信吾と申します。よろしく願いいたします。

○教育次長（森川寛子君）

おはようございます。教育次長をしております森川寛子と申します。どうぞよろしく  
お願いいたします。

○教育委員会理事（金崎良一君）

おはようございます。教育委員会理事兼学校教育課長の金崎と申します。どうぞよろ  
しくお願いいたします。

○教育総務課長（宮司裕子君）

皆様、おはようございます。教育総務課長の宮司と申します。どうぞよろしくお願  
いいたします。

○生涯学習課長（青田浩二君）

皆様おはようございます。生涯学習課長の青田浩二と申します。よろしくお願  
いいたします。

○建設産業部長（日名子達也君）

皆さん、おはようございます。建設産業部長の日名子と申します。よろしくお願  
いいたします。

○都市計画課長（山崎禎三君）

おはようございます。都市計画課長の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

皆様おはようございます。土木管理課長の中尾と申します。どうぞよろしくお願  
いいたします。

○産業振興課長（川内佳代子君）

おはようございます。産業振興課長の中内佳代子と申します。どうぞよろしくお願  
いいたします。

○農業委員会事務局長（村田佳美君）

皆様おはようございます。農業委員会事務局長の村田佳美と申します。どうぞよろし  
くお願いいたします。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

おはようございます。住民福祉部長の中嶋と申します。どうぞよろしくお願  
いいたします。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

皆さん、おはようございます。住民福祉部理事の栗山と申します。よろしくお願  
いいたします。



○福祉課長（細田愛二君）

おはようございます。福祉課長の細田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

おはようございます。こども政策課長の村田ゆかりと申します。よろしく願いいたします。

○健康保険部長（辻田正行君）

健康保険部長の辻田です。よろしく願いいたします。

○健康保険課長（志田純子君）

皆様おはようございます。健康保険課長をしております志田純子と申します。どうかよろしく願いいたします。

○介護保険課長（堀池英二君）

皆様おはようございます。介護保険課長の堀池と申します。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（谷本圭介君）

ありがとうございました。

次に、今回御当選されました議員の皆様の自己紹介を着席番号順にお願いいたします。

○安部都議員

おはようございます。3期目に当選をさせていただきました安部都でございます。これからも住民の声をしっかり議会に届けさせ、福祉の向上に向けて頑張ってまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○安藤克彦議員

おはようございます。同じく3期目安藤です。よろしく願いいたします。

○岩永政則議員

おはようございます。岩永でございます。どうぞよろしく願いします。

○内村博法議員

おはようございます。3期目の当選をしました内村です。よろしく願いいたします。

○浦川圭一議員

おはようございます。浦川です。よろしく願いいたします。

○金子恵議員

おはようございます。3期目金子恵です。4年間どうぞよろしく願いいたします。

○河野龍二議員

おはようございます。河野龍二です。よろしく願いいたします。

○竹中悟議員

おはようございます。嬉里中央115の8、竹中悟です。よろしく願いします。

○堤理志議員

皆さんおはようございます。堤理志でございます。4年前もこの初議会の自己紹介の

ときに初心を忘れないようにということで発言をさせていただきましたが、引き続き初心を忘れず、誠心誠意頑張っていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村美穂議員

皆様おはようございます。2期目となりました中村美穂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○西岡克之議員

おはようございます。西岡克之でございます。よろしくお願いいたします。

○西田健議員

おはようございます。西田健と申します。65歳、新人です。よろしくお願いいたします。

○松林敏議員

おはようございます。新人の松林敏です。よろしくお願いいたします。

○八木亮三議員

おはようございます。新人の八木亮三と申します。若い方にも議員や議会をちょっと身近に感じていただければという思いもあって、こんな格好ですけれども、考えがあってやっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山口憲一郎議員

皆さんおはようございます。本川内の山口憲一郎と申します。5期目になります。よろしくお願いいたします。

○吉岡清彦議員

おはようございます。長与ニュータウンにおります吉岡清彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（谷本圭介君）

ありがとうございました。以上で挨拶並びに自己紹介を終わります。

これから議会構成のための議長選挙に入りますが、しばらく時間がかかりますので、執行部の皆様におかれましては後程御連絡をいたしますまでの間、御退席をお願いしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○議会事務局長（谷本圭介君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長議員の吉岡清彦議員を御紹介いたします。議長席の方をお願いいたします。

### ○臨時議長（吉岡清彦君）

ただいま紹介をいただきました吉岡清彦でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

これより、令和元年第1回長与町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2、議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は議会基本条例第5条の規定により実施するもので、議長の選出過程の透明性及び町民の皆様への説明責任を果たすため、初議会において所信表明の場を設けるものです。あらかじめ3人の議員から申し出があり、届出順にくじ引きを行い、発言順を決定しておりますので、順次壇上にて所信表明を行います。持ち時間は正副議長志願者の所信表明実施要綱の規定により、5分以内です。最初に、河野龍二議員の所信表明をお願いいたします。

### ○河野龍二議員

皆様、おはようございます。日本共産党の河野龍二です。議長選挙立候補にあたり、所信表明を行います。私はこの間、長与町の議会改革に取り組んできました。私自身、誰よりも熱心に真剣に取り組んできたと思っております。まだまだ不十分だと思いますが、長与町議会の議会改革は一定の成果を上げてきています。私はこの長与町議会の議会改革の歩みを止めてはならないと思ひ、議長選挙に立候補いたします。議会改革が大きく前進したのは、2011年の町議選挙無投票結果でした。町民からの議員削減の住民直接請求など、さまざまな対応に迫られました。私自身そうでしたが、それぞれの議員は議員としての恥じない活動をしてきたと思ひます。しかし、その活動が評価されず、一括りに議員定数や議員報酬の問題だけが批判の対象になるのは、言いようのない無力感を感じました。議会、議員の行動、活動が評価を受けるには、議会からの情報発信、議員の日々の活動など、行動、活動が住民の目に見えるよう取り組む必要があると感じていたところに、議会としての議会改革を進める機運が高まり、これまでの結果を作り出しています。今回また、町議選挙が無投票となりました。住民の方からは選挙がなかったことに対する不満の声があります。前回のようなさまざまな課題に対する対応が求められるかもしれません。そのときに必要なのは、議会改革への十分な理解と、さらに前進させていく思いが大変重要になってくると思ひます。その点では、私は議会改革に取り組んできた経験と実績があります。私が議長に就任したら、議会改革に提案する課題を紹介いたします。第1に、通年議会の導入です。年間4回の定例議会だけではなく、いつでも議会が開ける状況で、住民のさまざまな課題に迅速に対応できるようになります。第2に、議会の情報公開を迅速に、さらに増やす必要があります。議会での議論は、いまだ住民の方に深く知り得る状況にありません。情報を迅速にし、多くの情報を公開することで、議会議員の活動状況を伝える必要があります。当然SNSの利用拡大も必須です。第3に、議会の機能が発揮できる環境づくりを進めていきたいと思ひ

ます。政策提案を大いに活用し、住民のさまざまな要求を町の提案待ちではなく、議会が率先して提案し実現させることも可能です。住民の代表であるべき議会が取り組むべき課題であります。長与町議会基本条例にも明記してありますが、いまだ活用されていません。どうすれば活用できるのか。活用しやすい環境づくりが必要だと考えます。私は昨年10月から、まちづくりアンケートと題して、町民アンケートを実施しました。そこにはさまざまな意見や要望がありました。町民の方の思いは総じて、安心して暮らしていきたい、この思いだと感じました。その思いに残念ながら議会が応えていないとの御意見も感じました。私は、さまざまな課題の解決には何よりも議会が住民から信頼される機関になることが最も大事だと考えます。たとえ難しい課題でも住民の思いを酌み取って実現を迫っていく姿勢、住民の願いがかなわなくても、議会のその姿勢を理解するだけでも、住民は議会に対する信頼を持てるはずです。その点では長与町議会はまだ十分ではありません。さらに信頼される機関になるには、これまでの議会改革を進め、議会、議員の機能を発揮し、議会が信頼できると思ってもらう行動、活動を1日も早く作り上げなければならないと思います。そして長与町議会が全国の先進となる議会にぜひ皆さんとともに作り上げていきましょう。当然課題は、議会改革だけではありません。人口が減少していく地方自治体の未来をどう守っていくか、逼迫した財政問題をどう解決していくか、議員のなり手不足など、町政の課題も山積です。これは長与町だけの課題ではなく、全国的な課題でもあります。他の自治体の議会議長とも協議検討していく必要性があります。自治体に対し、国や県が進める行政運営だけでは、この先、地方自治体は消滅の道へと進みます。必要に応じて県や国など関係機関に対し、財政面でも政策面でも付度しない提言提案が必要だと思います。私は、我々議員のこの4年間の任期が、長与町の未来の正念場だと思います。長与町の未来が掛かった任期だと思います。どうか、私をよろしくお願いいたします。

#### ○臨時議長（吉岡清彦君）

次に、内村博法議員。

#### ○内村博法議員

皆様、おはようございます。議員の内村博法でございます。議長選挙にあたりまして所信を述べさせていただきます。まず、これまでの4年間、皆さんの御支援、御協力により議長としての職責を果たすことができまして、この場をお借りしまして改めて感謝申し上げます。さて、私はこの議長選挙にあたりまして、基本的な議会運営方針として大きく次の3点を議員の皆様にご訴えたいと思います。まず第1点は、私の議会に対する考え、使命についてでございます。議会の存在は、町民生活に直接関わる崇高な使命と責任があります。私は、町民に身近で、信頼の持てる議会を目指し、議員全員で作りました基本条例を着実に実行していきたいと考えております。第2点は、議会と町民の関係についてでございます。町民皆様の御意見や要望に対し、謙虚に耳を傾け、ともに考え、ともに歩む町民参加型の議会を作ります。また、情報公開を積極的に進め、分

かりやすい真に開かれた議会の実現に取り組みます。3点は、議会と執行機関の関係にあります。議会制民主主義において、二代表制の一翼を担う議会は執行機関と互いに緊張感を持ち、切磋琢磨する議会を目指します。議会運営の基本姿勢は以上のとおりでございますけれども、次に、目指す方向性などについても若干の考えを簡単に述べさせていただきます。一つ目は、これまで議会基本条例の見直しをはじめ、視察報告書等の公開、議会情報の公開、議会ホームページやフェイスブックなどの情報発信、議会放映、議会だよりでの議会情報の公開などの議会改革を実施してきました。しかしながら、議会報告会の住民参加も少なく、議会の傍聴もまばらでありまして、また最近行われました長与町議会議員選挙も無投票という状況であります。住民が議会に対し関心を持ってもらうよう今後も引き続き、積極的に議会改革を進め、改善に取り組んでいきます。また現在、町村議会では、議員のなり手不足が大きな課題となっております。議員報酬見直し等の各種対策に取り組んでいく所存でございます。二つ目は、議会としてのチェック機能の強化を諮るための環境整備を進めます。そのための議員間の討論や、各種議員研修により政策提案能力向上を積極的に推進していきます。また、このほかにも子育て環境の充実や、団塊の世代が後期高齢者となります2025年問題に対応できます医療介護体制の整備。それから中小企業支援の産業振興などの重要な政策課題があります。これらについても私は積極的に取り組んでいく所存でございます。最後に、時代は平成から令和の新時代になります。また、長与町議会は発足から50周年を迎え、大きな節目の年になりました。私は、町民福祉の向上や町政発展のため、そして議員各位の活発な議論をしていただくために、公平中立の立場で引き続き議長職を務めさせていただきたいと考えております。以上、私の議長選挙への所信を申し上げ、議員各位の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。

#### ○臨時議長（吉岡清彦君）

次に、山口憲一郎議員。

#### ○山口憲一郎議員

皆様、おはようございます。山口憲一郎でございます。議長選挙に立候補するにあたり所信を述べさせていただきます。今年1月に長与町は、町制施行50周年を迎えました。この50年間、私たちの町は人口が大きく増加し目覚ましい発展を遂げてきましたが、改めて、これまで御苦勞されてきた先輩方に敬意を表するところでございます。また、5月1日からは元号も平成から令和へと新たな時代を迎えることとなります。このような記念すべき節目の年に、5期目の長与町議会議員として活動をスタートすることは、誠に身の引き締まる思いでございます。私は前期の4年間、副議長として内村議長とともに議会改革や、住民の皆様が信頼できる議会、行政と切磋琢磨できる議会づくりに取り組んでまいりました。多くの課題があり、なかなか思うような成果や効果が出ない場面もありましたが、誠心誠意取り組んでまいりました。長与町議会も50周年を迎えましたが、町を取り巻く環境は大きく変化しています。急速に進展する高齢化社会へ

の対応、少子化などによりこれから想定される町の人口の減少や、深刻な課題である交通事情など、どのように対処していくのかしっかりと考えていかなければなりません。このような状況の中で、これまで実施してきた議会改革をさらに進めていくとともに、4年間の副議長経験を生かし、町のさらなる発展に向けて、以下の点について取り組んでいきたいと考えております。議会の大きな役割であります決定機能の充実を図ります。政策の執行は行政が行いますが、町としての意思決定は議会にありますので、議会の十分な議論と住民の意向を尊重した決定機関として役割を充実させたいと思います。次に、監督機能の強化です。さまざまな業務は、執行機関が実施をしていきますが、その動きは住民のための執行なのか、町的生活環境に効果をもたらすものなのか、公平公正な執行なのか、しっかりと見定め監督していく機能を強化していく必要があります。3番目に、提案機能の向上を図らなければなりません。議会は住民に代わって、さまざまな提案をしなければなりません。議会には住民に代わって、さまざまな提案をしなければなりません。条例や制度政策についての提案が乏しいのが実態です。安心安全で住みよい長与町の実現に向けて、議会の提案力のアップを目指します。最後に、集約機能を高めていきます。住民の意思の集約は、これからの議会活動に大きな影響を与えますので、より正確な民意を集約できる議会としての能力向上を図ります。以上、4つの機能を議会の担う役割として、しっかりと高める努力に全力を注ぐ覚悟です。50年を迎えた長与町議会がさらに、これから50年に向けて、新たなまちづくりに取り組んでいくことをお約束して、所信表明といたします。よろしく願いいたします。

○臨時議長（吉岡清彦君）

以上で3名の候補者の所信表明が終わりました。議員の皆様方に申し上げます。ただいま行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無に関わらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので御承知をお願いいたします。以上で議長志願者の所信表明を終わります。

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○臨時議長（吉岡清彦君）

休憩を閉じ、会議を再開します。

日程第3、議長選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に安部都議員及び山口憲一郎議員を指名します。

次に投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。記載をお願いします。

それでは、仮議席1番の議員から順番に、投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に開票を行います。

安部都議員及び山口憲一郎議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。投票総数16票。有効投票16票。無効投票0票です。有効投票16票のうち、山口議員8票。内村議員5票。河野議員3票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、山口憲一郎議員が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

(議場開放)

ただいま議長に当選されました山口憲一郎議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人山口憲一郎議員の挨拶を許します。

山口憲一郎議員。

#### ○議長(山口憲一郎議員)

ただいま選挙の結果によりまして、議長の職を拝命いたしました山口憲一郎でございます。50年の歴史を持つ長与町議会の議長の職に、大変な責任と役割の重さを改めて痛感しているところでございます。先程所信表明で述べましたように、これまで進めてきた議会改革を更に実のあるものとするよう取り組んでまいりたいと思います。さらに議会と住民の皆様が一体となって、住みよい長与町を実現できるよう、努力をしていきたいと思っております。小さな体ではありますが、誠心誠意頑張ってまいりますので、皆様の御協力をよろしくをお願いをいたします。ありがとうございました。

#### ○臨時議長(吉岡清彦君)

以上で臨時議長の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

山口憲一郎議長、議長席にお着きください。

#### ○議長(山口憲一郎議員)

日程第4、副議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は議会基本条例第5条の規定により実施するもので、副議長の選出過程の透明性及び町民の皆様への説明責任を果たすため、初議会において所信表明の場を設けるものです。あらかじめ3人の議員から申し出があり、届出順にくじ引きを行い、発言順序を決定しておりますので、随時、

所信表明を演壇にて行います。所信表明の持ち時間は、正副議長志願者の所信表明実施要綱の規定によって5分以内です。

最初に、金子恵議員。

#### ○金子恵議員

皆様おはようございます。令和の時代を迎え、新しい長与町議会が誕生いたしました。令和とは人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ、梅の花のように日本人が明日への希望を咲かせる国でありますようにという意味があり、まさに長与町に合った時代であると感じています。このたび、副議長選挙に浅学非才を省みず立候補いたしました金子恵です。現在、分権時代における住民自治を確立する上で、議事機関としての地方議会の果たすべき役割、責任は、ますます重要になってきています。だからこそ、議会は住民に対し、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、意見の集約など、その関係が乖離しないよう努力していかなければなりません。その使命を果たすことこそが住民の負託に応えることと考えています。無投票阻止を掲げ議員になりましたが、今回の選挙は惜しくも無投票という結果になり、残念ではありますが、この4年間負託されたものとし、しっかりと職責を果たしてまいり所存です。議会は二元代表制の下、町長の政治姿勢、行政の効率的な運営に対するチェック機能の強化、透明性の向上など、本来あるべき姿を重視し、成し遂げていくことが必要です。その役割は執行機関に対する監視、評価という点からも、政策立案、政策提言という点からも、ますます大きくなっていると考えられます。また、能力向上に向け、自己研鑽に励むことは、議員としての第一の責務であると感じています。私はこの8年の議員活動を通し、住民の声を聞き、現場を見て動くこと。これを指針に活動してまいりました。さまざまな行政課題が山積する中、今後も住民の立場に立った取組を継続していかなければいけないと考えているところです。昨今、議会と議員に求められるその姿は、議員必携の中で議員の職責、議員の心構えに示されています。住民に選ばれた選良として、その役割が果たせるように誠心誠意頑張っていきたいと思っています。今回、副議長の職務を任せられましたら、新議長山口議長を補佐して、公正公平な議会運営に努めつつ、議会の熟議と機能を高めるために、引き続き議会基本条例を軸に努力してまいり所存です。そして、議長が町民にとってより良い判断を速やかに、また、適切に行うため、その環境を整えることは副議長の役割だと考えています。しっかり気構え、担っていく決意です。より開かれた、信頼される議会の活性化にさらに取り組み、新議長を補佐する姿勢を強調し、私の所信の一端といたします。議員各位の御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

次に、安部都議員。

#### ○安部都議員

皆様、おはようございます。私、安部都は、このたび副議長に志願させていただくに



当たって所信表明をさせていただきたいと思っております。これまでの2期8年間、町民の負託を受け、長与町議会における議事運営や予算決算など、町民の大事な血税を預かる執行機関の監視役としての議会の重要な役割や職責などを痛感し、学ぶことができました。また、日頃より議員全員の不断の努力により、早稲田大学マニフェスト議会改革調査2017ではランキング全国1,318議会の中、前年205位から52位と躍進できたことは長与町議会の発展の賜物であります。しかしこれに甘んじることなく、町民のための町民による町政及び議会であるために、今後も議員全員、議会事務局、町当局の御理解と御協力を賜り、議会改革に向け邁進していかねばなりません。5月より新しい元号となり、それにふさわしい議会へと、今後も発展することが町民の期待に応えることとなります。今年1月、長与町制施行50周年を機に、長与町議会も50年の歴史を迎えました。その記念の年に、町議会の議員として迎えられ、議会史編集委員として携わることもできたのも大変嬉しく思っております。今後も長与町議会、60年、70年と、新しい改革のもと、発展することと期待いたします。平成25年9月、長与町議会基本条例が議会における最高規範として制定をされました。町の施策に対する意思決定を行う議決機関及び監視機関として適切な判断と責任ある行動を行うとともに、町民の意見を町政に反映させるため、グローバル化時代、多様な民意の的確な声を把握し、政策立案、政策提言の能力を発揮することが今後も必要とされます。長与町の未来と町民の幸せのために、障害がある人もない人もともに支え合う福祉の向上を目指し、議長と協力し、ともに向上し、勉強し、新議長を支えてまいりたいと思っております。長与町議会を町民の多くの方に知ってもらい、共生共存の、ともに歩むまちづくりのために、さらなる努力を続けてまいります。どうぞ御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、所信表明といたします。ありがとうございました。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

次に、西岡克之議員お願いします。

#### ○西岡克之議員

入る前に、皆様のお手元にある表明の下から3行目、「どうぞ。」っていう、「ぞ。」のところ、「。」（マル）がついております。その「。」（マル）を削除をお願いいたします。

それでは、早速始めてまいります。令和1年、副議長所信表明。おはようございます。西岡克之でございます。副議長選挙に臨むにあたり私の考えを述べさせていただきます。まず今回の無投票選挙について触れておきます。前回、身を切る改革で定数削減のもと、選挙を行いました。にもかかわらず今回無投票という結果になりました。公職選挙法の仕組みによるものもありますが、本町も議員のなり手不足の現実と直面しております。この現実をしっかり受けとめ、議員全員で真剣に議論し、町民の方々とも向き合い、どうすれば魅力ある議会が形成できるのか、討議を通じて答えを導き出さねば、二元代表制と言われる議会の存在性が問われかねると思っております。それが議会基本条例にもある住

民とともに歩む議会ではないでしょうか。そうすることにより、執行側と議会のバランスが取れ、双方の議論を重ねることで、適正な町の運営ができ、長与町に住み、暮らし、将来に向けての希望が生み出されるのではないのでしょうか。私は3期12年の議員活動を通じて、常に誠実に、住民の方の意見をしっかりと聞き、現場主義を貫き、住民の方の立場に立った施策を行ってまいりました。今後もこの姿勢は貫き通してまいる覚悟であります。しかしながら、町の財政は厳しく、課題も多くある中で、議会はもっと住民の皆様のお意見に耳を傾けなければならないと強く感じます。その中で、喫緊の課題である少子高齢化が急速に進行していく中で、高齢者や未来ある子どもたちにとって優しく住みやすい長与町にするにはどうすればいいのか、住民の方と一緒にあった議会活動を行うことが求められると感じます。そのためにはより開かれた議会を実現し、議会が行政をリードできる体制の構築が必要となってくると考えております。今回私が副議長の役職をいただくことができれば、新議長としっかりと手を取り、今まで述べてきた課題に全力で取り組み、議会と行政のパイプ役、議長と議員のパイプ役、住民の皆さんと議会のパイプ役となり、住民の皆様から信頼できる議会の実現に向けて全力で取り組むことをお約束いたします。本年長与町は町制施行50周年を迎えます。令和の新時代に向けてさらなる成長を住民の皆様とともに作っていくために、議会は住民の皆様への代弁者として、その役割を果たしていくようにしっかりと努力いたしますので、どうぞ御支援をいただきますようよろしくお願いいたします。以上で所信表明といたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

議員の皆様申し上げます。ただいま行いました副議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明以外の議員に対する投票も有効でありますので御承知をお願いいたします。

以上で副議長志願者の所信表明を終わります。

日程第5、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じてください。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に安部都議員及び吉岡清彦議員を指名します。

次に、投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。記載をお願いいたします。

それでは、仮議席1番の議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

投票漏れはありませんか。投票漏れはなしと認めます。これで投票を終わります。

次に開票を行います。安部都議員及び吉岡清彦議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

副議長選挙の結果を報告いたします。投票総数16票。有効投票16票。無効投票0票。有効投票のうち、金子恵議員7票。西岡克之議員7票。安部都議員2票。以上のおりです。この選挙の法定得票数は4票であり、金子恵議員と西岡克之議員の投票数は、いずれもこれを超えています。両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、くじで当選人を決定することになっていますので金子恵議員と西岡克之議員にくじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するものです。くじは、くじ棒で行います。立会人、安部都議員及び吉岡清彦議員は投票箱前にお越しくください。それから、金子恵議員と西岡議員、前の方をお願いいたします。くじ棒の確認をお願いいたします。

(くじ)

くじの結果を報告いたします。金子恵議員は1番です。西岡克之議員は7番です。くじの結果、まず初めに、金子議員をお願いいたします。次に、西岡克之議員をお願いいたします。くじを引く順序が決定しましたので報告いたします。

ただいまから、当選人を決定するくじを行います。くじには1から7までの数字がありますので、少ない数字を引いた方を当選といたします。

まず、金子議員、くじを引いてください。

(くじ)

くじの結果を報告します。金子恵議員は3番です。

次に、西岡克之議員くじを引いてください。

(くじ)

くじの結果を報告します。西岡克之議員は2番です。

したがって、西岡克之議員が当選人と決定しました。

議場の出入口を開けてください。

(議場開放)

ただいま副議長に当選されました西岡克之議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選人西岡克之議員の挨拶を許します。

西岡克之議員。

○西岡克之議員

副議長に当選をさせていただきました西岡克之と申します。先程所信の表明をいたしました内容のとおり、議会改革、また町民の皆様との対話、しっかり取り組んでまいります。どうぞ今後とも4年間よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で副議長選挙を終わります。

場内の時計で11時20分まで休憩します。

（休憩 10時52分～11時20分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。お手元に配付のとおり、日程第1から日程第17までを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、日程第1から日程第17までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第1、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番八木亮三議員、2番松林敏議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

場内の時計で14時30分まで休憩をいたします。

（休憩 11時22分～14時30分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、常任委員選任を行います。常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、総務文教常任委員会委員に八木亮三議員、西田健議員、浦川圭一議員、内村博法議員、安藤克彦議員、金子恵議員、河野龍二議員、西岡克之議員。

産業厚生常任委員会委員に松林敏議員、中村美穂議員、安部都議員、岩永政則議員、堤理志議員、吉岡清彦議員、竹中悟議員、山口憲一郎議員。

議会広報広聴常任委員会委員に八木亮三議員、松林敏議員、西田健議員、安部都議員、安藤克彦議員、金子恵議員、堤理志議員、吉岡清彦議員をそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方をそれぞれの常任委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第8条及び第9条の規定により、これから休憩に入り、それぞれの常任委員会において正副委員長の互選を行いたいと思います。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。各常任委員会正副委員長の互選結果について報告します。総務文教常任委員長に河野龍二議員。同じく副委員長に金子恵議員。産業厚生常任委員会委員長に中村美穂議員。同じく副委員長に竹中悟議員。議会広報広聴常任委員長に金子恵議員。同じく、副委員長に堤理志議員。以上であります。

日程第5、議会運営委員選任を行います。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、浦川圭一議員、中村美穂議員、内村博法議員、岩永政則議員、河野龍二議員、竹中悟議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を議会運営委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第8条及び第9条の規定により、これから休憩に入り、議会運営委員会正副委員長の互選をお願いしたいと思います。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長の互選の結果について報告します。議会運営委員長に岩永政則議員、同じく、副委員長に浦川圭一議員。以上であります。

日程第6、議長の常任委員辞任について、地方自治法第104条及び第105条の規定に鑑み、慣例により、議長は常任委員を辞任させていただきたいと思います。

本件の議事運営について副議長をお願いしたいと思います。

しばらくの間休憩します。

(暫時休憩)

○15番（西岡克之議員）

それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

これから議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

日程第6、議長の常任委員辞任の件を議題といたします。本件については地方自治法第117条の規定により除斥に該当いたしますので、山口憲一郎議長の退場を求めます。

(議長退場)

議長から地方自治法第104条及び第105条の規定に鑑み、常任委員を辞任したい旨の申し出があっております。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員辞任を許可することに決定しました。以上で議長の職務を交代いたします。

しばらくの間休憩いたします。

(暫時休憩)

#### ○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に安部都議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました安部都議員を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました安部都議員が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま当選されました安部都議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選人安部都議員の挨拶を許します。

安部都議員。

#### ○6番（安部都議員）

ただいま、長崎県後期高齢者医療広域連合議員決定に承認を受けました安部都でございます。これから2年間、後期高齢の医療に対しまして、しっかりと長崎県、長与町の運営がスムーズにいきますようにしっかりと見届けてまいりたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

日程第8、長与・時津環境施設組合議会議員選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

長与・時津環境施設組合議会議員に、安藤克彦議員、吉岡清彦議員、西岡克之議員、山口憲一郎議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4名の議員を長与・時津環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名の議員が長与・時津環境施設組合議会議員に当選しました。ただいま当選されました安藤克彦議員、吉岡清彦議員、西岡克之議員、山口憲一郎議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選人を代表して吉岡清彦議員の挨拶を許します。

吉岡清彦議員。

#### ○13番(吉岡清彦議員)

ただいま長与・時津環境施設組合議員として4名が承認されました。安藤議員、西岡副議長、山口議長、そして私、産業厚生の方から吉岡でございます。よろしくお願いたします。愛称クリーンパークとして平成27年の4月に稼動したわけですが、今年5年目に入ってるんですかね。長与、時津の環境施設としての大きな役割を担っております。この間、時々何かトラブルが発生したような事案も出て心配もしておりますけども、私もこれの新築当時から関わっておりまして、ひどく心配しとったわけですが、今後これに向かって新しい角度からまた、この稼動がスムーズに、事故の無いように持っていくように、時津の議員とともに取り組んでまいりたいと思っております。皆さん方もまた、いろいろな御指導をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

#### ○議長(山口憲一郎議員)

場内の時計で15時まで休憩いたします。

(休憩 14時47分～15時00分)

#### ○議長(山口憲一郎議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第9、議案第22号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。日程第10、議案第23号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。日程第11、議案第24号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。日程第12、議案第25号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議題について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長(吉田慎一君)

皆さん、お疲れさまでございます。それでは今、一括提案となりました議案第22号から第25号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第22号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、及び議案第23号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明をいたします。平成31年の地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成31年3月29日に専決処分させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。

まず、議案第22号でございます。今回の税制改正の主な内容といたしましては、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から、個人住民税における住宅借入金特別控除の控除期間を3年延長する見直し。軽自動車税のグリーン化特例の税率において現行制度を2年間延長し、令和4年度、5年度にはグリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定する見直し。子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し個人町民税を非課税とする措置など、地方税法等の改正が行われ、これに伴う所要の改正を行うものでございます。専決処分書の1ページをお開きください。第1条中第34条の7は、ふるさと納税制度において、総務大臣が給付金の募集を適正に実施する地方団体に返礼品の返礼割合を3割以下とすること及び返礼品を地場産品とすることなど、基準に適合する地方団体を特例控除の団体として指定するもので、寄附金税額控除の特例控除が適用される寄附金を特殊控除対象寄附金として新たに規定することとされ、条文を整理するものでございます。附則第7条の3の2は、消費税率引き上げに配慮し、租税特別措置法の改正において、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に住宅の取得等をした場合、所得税の住宅ローン控除期間が3年延長されたことに伴い、条文の整理をするものでございます。附則第7条の4は、地方税法第314条の7の寄附金税額控除において、特例控除対象寄附金を定める規定を追加したことにより、所要の整理をするもの。附則第9条及び附則第9条の2は、ワンストップ特例制度において寄附金税額控除の特例控除が適用される寄附金を特例控除対象寄附金として新たに規定するものでございます。1ページ下段から2ページ上段にかけての附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例を条例で定める割合につきまして、地方税法の改正に伴う所要の整理を行うもの。附則第10条の3は高規格堤防の整備に伴う建替家屋に対する税額の減額措置を第6項において創設するものでございます。2ページ下段から3ページ上段にかけての附則第16条は、軽自動車税の名称が軽自動車税の種別割に改められることから、最初の新規検査年月から13年を経過した軽自動車の税率の適用を平成31年度までとするもの及び平成29年度適用の軽自動車税のグリーン化特例の税率に係る規定を削除するものでございます。附則第16条の2は附則第16条の改正に伴い、規定を整理するものでございます。附則第22条は、東日本大震災による被災住宅用地を対象



として行われる土地区画整理事業において、仮換地が特定仮換地と名称が改められたことに伴い、整理するものでございます。4ページの第2条中第36条の2は、町民税申告書の記載事項を簡素化するもの。第36条の3の2及び第36条の3の3は、給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書において単身児童扶養者に該当する場合、その旨を記載することとするものでございます。第36条の4は、第36条の2の改正に伴う整理でございます。4ページ下段から5ページ下段にかけての附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割について、消費税率引き上げに配慮し、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に電気自動車等を除き、地方税法第451条第1項第1号の基準を満たす車両を取得した場合において、環境性能割を非課税とする軽減措置を規定するものでございます。新たに規定された附則第15条の2の2は、付与すべき軽自動車税の環境性能割の額に不足額が生じることとなった原因が偽りその他不正の手段により国土交通大臣が認定を取り消したことによる場合は、不正等を行った者を取得者とみなし、納税の義務を負うものとする規定を追加するものでございます。附則第15条の6は軽自動車税の環境性能割の税率について、消費税率引き上げに配慮し、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に電気自動車等及び地方税法第451条第1項第1号の基準以外の車両を取得した場合において、環境性能割の税率を1%軽減する措置を規定するものでございます。5ページ下段の附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率について、消費税率引き上げに配慮し、グリーン化特例の税率を2年間延長するものでございます。6ページ下段から7ページ中段にかけての附則第16条の2は、賦課徴収の特例につきまして、軽自動車税の名称が軽自動車税の種別割に改められたことに伴い、規定を整理するものでございます。第3条中第24条は、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下で、ひとり親である単身児童扶養者を個人町民税の非課税の対象に追加するものでございます。附則第16条は軽自動車税の種別割のグリーン化特例の税率につきまして、令和4年度、5年度における適用対象を電気自動車等に限定する規定を第5項に追加するもの。附則第16条の2は、附則第16条第5項の追加に伴い、規定を整理するものでございます。7ページ下段の第4条は、長与町税条例等の一部を改正する条例、平成28年条例第12号の一部改正でございます。附則第16条におきまして、軽自動車税の名称が軽自動車税の種別割に改められることに伴い、令和2年度以後における最初の新規検査年月から13年を経過した軽自動車の種別割の税率の規定を整理するものでございます。8ページ中段の第5条は長与町税条例等の一部を改正する条例、平成30年条例第22号の一部改正でございます。内容は第48条において、地方税ポータルシステムを利用する義務を負う法人等が行う法人町民税の申告納付におきまして、電気通信回線の故障等により電子による申告が困難であると認められる場合の特例措置を追加するもの。附則第1条第5号、附則第2条第4項は、第48条において5項を追加したことによる整理でございます。9ページ下段の附則でございますが、第1条では、

本条例は平成31年4月1日から施行することとしております。ただし、各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行することとしております。第2条から第4条は町民税に関する経過措置。第5条は固定資産税に関する経過措置。第6条から第8条は軽自動車税に関する経過措置についてそれぞれ規定しております。

続きまして議案第23号でございます。附則第2項から第5項及び第16項は、固定資産税等の課税標準の特例について、地方税法の改正に伴う所要の整理を行うものでございます。附則でございますが、第1項では、本条例は平成31年4月1日から施行することとしております。第2項及び第3項につきましては経過措置を規定しております。

続きまして、議案第24号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成31年3月29日に専決処分させていただきましたので、その承認を求めます。改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を3万円引き上げるもの及び低所得世帯に対する支援として実施している保険税軽減措置について、軽減世帯の所得基準額を引き上げるものでございます。第2条第2項は、基礎課税額に関する規定でございますが、課税限度額を58万円から61万円に改めるものでございます。第21条は、第2条と同様、課税限度額の改正に係るものでございます。第21条第2号は5割軽減に関する規定でございますが、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げるものでございます。次に、同条第3号は、2割軽減に関する規定でございますが、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を50万円から51万円に引き上げるものでございます。この改正により低所得世帯に対する保険税軽減の対象世帯が拡大されることとなります。最後に附則でございますが、第1項におきまして施行期日を、第2項におきましては適用区分を規定しております。

続きまして、議案第25号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定時に関する政令の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分させていただきましたので、その承認を求めます。改正の主な内容は、低所得者の第1号保険料軽減に関する改正が行われたことを受け、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、条例の一部を改正するものでございます。第14条第5項は、同条第1項第1号に掲げる第1号被保険者について、平成31年度から令和2年度の減額賦課に係る保険料を2万9,200円から2万4,300円に改め、新たに同条第6項に同条第1項第2号に掲げる第1号被

保険者について、平成31年度から令和2年度の減額賦課に係る保険料を3万7,200円に。同条第7項に、同条第1項第3号に掲げる第1号被保険者について平成31年度から令和2年度の減額賦課に係る保険料を4万6,900円とするものでございます。最後に附則でございますが、第1項におきまして施行期日を、第2項におきまして適用区分を規定しております。以上が議案第22号から第25号までの主な内容でございます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。

まず、議案第22号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案第24号について質問いたします。今回の提案理由では、国民健康保険税の基礎賦課分の限度額の引き上げということでありました。国民健康保険の限度額が3万円引き上がって61万円になるということで、現在の後期高齢者支援分、介護給付分の限度額を合わせると総限度額が幾らになるのか、説明していただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

御質問にお答えいたします。96万円に増額になります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案の内容そのものにはちょっと関係ないのかもしれませんが、ちょっと気になるもので質問させていただきますが、議案書の中では、例えばこの25号の議案書の表題に長与町介護保険条例一部を改正する条例の次の2行目ですね。第14条第5項中から始まる文章の中で、文書中は平成30年度から平成32年度までの各年度におけるというふうな文章になっております。しかし、町長の提案理由の説明では確かに元号が変わったことで平成32年というのはあり得ないと思うんですけども、令和2年度までというふうな説明がされました。これは22号の提案理由の説明でも、各部分に当たって

そういうふうな説明されておりますので、提案された条文と説明の内容が違うというのが、どういうふうに解釈すればいいのか、確かに元号が変わったという部分は理解しませんが、その辺はどのように今後対応されていくのかですね。こうした状況の中で、条文をその後変えていくというふうな形をするものなのか、ちょっとそこら辺を理解したいと思いますので質問させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それではお答えをいたします。専決処分書というのは、平成31年3月29日に専決を行っておりますので、もちろん表記上は平成のままでございます。今回の提案理由を申し上げる際に、確かに専決処分書の表記とは異なりますが、現在はもう5月に入っておりますので、令和という形、存在しない年度は使わないということで、提案理由をしたところです。これが今後どうなっていくかと申しますと、これは国における法令等の取り扱いに準じたやり方になるんですが、改元のみを理由とするこういった改正は、今後条例等の改正はもう行わずに、あくまでも平成というのは有効なものであるというふうに理解しております。こういった中で、今後も平成を令和として読み替えていくと。条例を触るような必要があった場合においては、令和の方へ変更をしまいるというふうな考えでおります。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、これから議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、これから議案第24号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

#### ○12番(河野龍二議員)

議案第24号の長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて反対の立場で討論いたします。提案されている条例改正は、国保法施行令の改正に伴うもので、保険料の賦課限度額を引き上げるものです。今回の引き上げにおいて、これまでの限度額が介護分、後期高齢者支援分を含めて93万円から96万円というふうな限度額に引き上げられます。厚生労働省は、低所得者層、中間層に配慮したものと説明し、所得の高い方は保険料が上昇する一方、一定所得が低い方は所得割が下がることで、保険税の軽減効果が得られるとしています。しかし、そうした配慮をするのであれば、国の国庫負担率を大幅に引き上げて、いわゆる国の負担分を大きく引き上げて、国民の負担を軽減するのが筋ではないでしょうか。国保の財政難と国保税の高騰を招いた根本原因は、国庫負担の引き下げにあります。歴代政権が1980年の国保の改悪で、医療費に対する国庫負担率の引き下げなどを皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させました。以降、国民健康保険税の負担は限界を超え、多くの未納世帯を生み出しています。限度額の引き上げは高収入世帯の負担を増やし、低所得者への配慮をするということですが、私のところに、国民健康保険の加入者の方から、国保税を下げしてほしいという声がありました。この方の所得は約800万強であります。国保加入者世帯から見れば、高収入の世帯に入ると思います。しかし、この所得から固定資産税、都市計画税、町県民税などを払い、さらに、国保税の支払いで毎日、税の負担に追われていると、そういう声でした。これだけの収入があれば、当然の負担かもしれません。しかし、さらに今回の国保税の限度額が上がることで、さらなる負担に憤りを感じるのではないのでしょうか。今回の限度額引き上げが単に高額所得者だけではなく、一定の所得があれば、その対象になる方もいるのも事実です。それを低所得者負担軽減の理由にするのはやはり矛盾を感じます。先程述べたように、国庫負担を増やし、全体的に国保加入者の負担の軽減を図ることが唯一の解決策であり、新たな負担増には賛成

できないことから反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、これから議案第25号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13、議案第26号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第26号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。現在、長与町固定資産評価審査委員会委員としてお願いをしております宮崎安枝氏の1期目の任期が平成31年4月30日をもって任期満了となりましたので、再度選任をお願いいたしたく、地方税法第413条第3項の規定によりまして、御提案を申し上げる次第でございます。宮崎氏は町内の不動産事業所に勤務されておられて、長年にわたり地域に密着し、御活躍されてきたことから、町内の不動産に関する現状を十分に把握していることに加えまして、幅広い知識と見識を有しておられます。固定資産評価委員会委員として適任であると確信をいたしておりますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第14、議案第27号長与町監査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第27号長与町監査委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。平成23年5月から2期8年間にわたり、識見を有する者のうちから選任する監査委員を務めていただいております中川勝秀委員の任期が、令和元年5月1日をもって満了となりましたが、引き続き、本町の公正で効率的な行政運営の確立に御尽力いただきたいと存じ改めて選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意をお願いするものでございます。中川氏につきましては、平成23年4月までの4期16年間にわたり町議会議員を、また平成19年5月からの4年間、議員選任の監査委員を務められ、地方自治の振興に御尽力を賜りました。人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理、そのほか行政運営に関し優れた識見を有しておられる方で、監査委員としてまさに適任であると確信をいたしております。

以上よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員会付託を省略することに決

定しました。

これから、議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号長与町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第10、議案第28号長与町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、安藤克彦議員の退席を求めます。

(安藤議員退席)

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長(吉田慎一君)

それでは、議案第28号長与町監査委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。地方自治法の規定によりまして、監査委員2名のうちの1名を議会の議員から選任することとなっておりますところでございます。このたび安藤克彦議員を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意をお願いするものでございます。安藤議員は皆様も既に御存知のとおり、今回議員3期目を迎えられ、監査委員としての経験と実績もあり、まさに適任であると確信をいたしております。以上よろしく御同意のほどお願い申し上げます。以上でございます。

#### ○議長(山口憲一郎議員)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第28号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

浦川議員。

#### ○4番(浦川圭一議員)

議案28号に反対の立場で討論いたします。まず、本議案につきましては、本来議会において法改正後の方向性について、監査委員の選任をそのまま議選でいくのか、議員



以外から選任するのかの協議、議論を行い、一定の結論を出して、それをもとに町長からの議案提案に至るものと考えておりましたが、議会においても全議員を介しての協議、議論が1度も行われることもなく、また議会としての意見が示されないまま本日の議案提案になったと思っております。この場で初めて反対意見を述べさせていただくことで反対討論とさせていただきます。現状、本町では監査委員2名のうち1名を議員から、議会の同意を得て町長が選任するとされていますが、私は平成29年の地方自治法改正により議選監査委員をなくすことも可能になったという選択肢が加えられた中で、あえて議員を監査委員として選任する必要はないと考えております。まず第1の理由として、監査の対象には、その支出に議員が少なからず関与する一般会計予算の中の議会費も対象となっております。その対象となる議員が監査業務を担うとなれば、監査の独立性が担保されないと考えております。次に守秘義務の問題ですが、地方自治法第198条の3第2項に「監査委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と規定されております。監査委員である議員が一般質問や委員会で質問したとき、その内容が監査委員として得た情報をもとにしたものであれば法律違反となります。その規制を抱えた議選監査委員においては質問の範囲が大きく狭められることになり、議員としての活動が大きく制限されることが問題だと考えております。議会においても議選監査委員を通じてその情報を共有することも不可であり、利点を享受できるものではないと思っております。また本町の現状を考えると、議員は基本二つの委員会に所属し活動を行っておりますが、議選監査委員においては監査業務と所属する委員会の開催日程が重複することが発生しており、委員会を欠席するという事態も起こっております。委員の活動はもちろん、委員が欠席した状況で委員会を開催するというこの現状は議会運営にも大きく支障を来しているとは判断せざるを得ないと思っております。最後に、地方自治法第98条第1項及び第2項により議会は地方公共団体の事務に関する執行及び出納を検査することができ、また監査委員に対し監査を請求できる権利があると示されております。議会として機会に応じて権限を適切に行使することで、議員の中からあえて監査委員を選任する必要はないと考え反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありますか。

反対討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号長与町監査委員の選任について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第16、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。会議規則第129条の規

定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第17、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定しました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これで、令和元年第1回長与町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

（閉会 15時47分）